

第3号議案

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和2年（2020年）1月24日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

国民の祝日に関する法律の改正等に伴い規定を整備するとともに、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭等の設置について規定する必要がある。

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号イ並びに第3条の2第1項第1号及び第2号イ中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

第6条の2第6項中「学校」を「小中学校」に改め、同条に次の1項を加える。

7 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第6条の5の見出しを「（主任教諭等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年度における第3条第1項第1号及び第2号並びに第3条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、第3条第1項第1号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日（以下「スポーツの日」という。）」とあるのは「10月11日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月12日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月10日及び同月11日」と、第3条の2第1項第1号ア中「スポーツの日」とあるのは「10月11日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月12日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月10日及び同月11日」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び第2号、第3条の2第1項第1号及び第2号並びに第6条の2第6項の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 主な改正の趣旨

国民の祝日に関する法律の改正に伴い、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められたことにより、規定整備を行う。

また、令和2年度に限り、「スポーツの日」が7月24日となることから、小中学校の学期及び休業日について特例を設ける。

さらに、今般、東京都において、栄養教諭の人材育成及び各地区における食育推進体制の更なる強化を図るため、栄養教諭の上位職を設置する運びとなったため、当該職を学校に置くことができることについて定める。

2 主な改正内容

- (1) 「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

【第3条第1項及び第3条の2第1項関係】

- (2) 令和2年度に限り、以下のとおり小中学校の学期及び休業日の特例を設ける。

【附則第3項関係】

		令和2年度	通常
学期	前期	4月1日から 10月11日まで	4月1日から スポーツの日まで
	後期	10月12日から 翌年の3月31日まで	スポーツの日の翌日から 翌年の3月31日まで
休業日	秋季休業日	10月10日及び 同月11日	スポーツの日の前々日から スポーツの日までの日

- (3) 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができることとする。

【第6条の5第3項関係】

- (4) 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができることとする。

【第6条の2第7項関係】

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、上記2の(1)及び(2)については公布の日。

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校 (学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する<u>スポーツの日</u>(以下「<u>スポーツの日</u>」という。)まで</p> <p>イ 後期 <u>スポーツの日</u>の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>スポーツの日</u>の前々日から<u>スポーツの日</u>までの日</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>スポーツの日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>スポーツの日</u>の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>スポーツの日</u>の前々日から<u>スポーツの日</u>までの日</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の3～第6条 (略)</p> <p>(主幹教諭)</p> <p>第6条の2 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>小中学校</u>の実情に照らし必要があると認める</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 小学校及び中学校 (学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する<u>体育の日</u>(以下「<u>体育の日</u>」という。)まで</p> <p>イ 後期 <u>体育の日</u>の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>体育の日</u>の前々日から<u>体育の日</u>までの日</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>体育の日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>体育の日</u>の翌日から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>体育の日</u>の前々日から<u>体育の日</u>までの日</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の3～第6条 (略)</p> <p>(主幹教諭)</p> <p>第6条の2 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>学校</u>の実情に照らし必要があると認めるとき</p>

ときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

7 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第6条の3・第6条の4 (略)

(主任教諭等)

第6条の5 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 (略)

3 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

第7条～第21条 (略)

第3章 幼稚園

第22条～第24条 (略)

第4章 雑則 (略)

附 則

1・2 (略)

3 令和2年度における第3条第1項第1号及び第2号並びに第3条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、第3条第1項第1号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日（以下「スポーツの日」という。）」とあるのは「10月11日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月12日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月10日及び同月11日」と、第3条の2第1項第1号ア中「スポーツの日」とあるのは「10月11日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月12日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月10日及び同月11日」とする。

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第6条の3・第6条の4 (略)

(主任教諭及び主任養護教諭)

第6条の5 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 (略)

第7条～第21条 (略)

第3章 幼稚園

第22条～第24条 (略)

第4章 雑則 (略)

附 則

別表 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び第2号、第3条の2第1項第1号及び第2号並びに第6条の2第6項の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

【参考 附則第3項による読み替え】

読み替え後	読み替え前
<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>10月11日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>10月12日</u>から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>10月10日及び同月11日</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>10月11日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>10月12日</u>から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>10月10日及び同月11日</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定するスポーツの日(以下「スポーツの日」という。)</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>スポーツの日の翌日</u>から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>スポーツの日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>スポーツの日の翌日</u>から翌年の3月31日まで</p> <p>(2) 休業日</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋季休業日 <u>スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>2 (略)</p>